

町・道民税の申告受付

令和3年度の町・道民税の申告受付を次の日程で行いますので、申告に必要な書類を持参し、時間厳守の上、会場までお越しください。

なお、申告期日は**3月15日(月)まで**となっており、この期日内に申告しない場合は期限後申告となり、余分な税金を納めなければなりませんので、特に留意の上、申告をお願いします。

◆ 申告に必要な書類等 ◆

1. 印鑑
2. 自分を証明するもの（マイナンバーカード・通知カードの写し）
※通知カードの場合は運転免許証または、健康保険証等の写しも必要
3. 生命保険支払証明書
(個人年金保険料も対象となります)
4. 地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
5. 収入及び必要経費の帳簿等（明細書、領収書）
(農・漁業者は組勘の年間精算書等)
6. 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・社会保険料及び国民年金控除証明書、または領収書
7. 源泉徴収票
8. 預貯金の通帳（口座番号がわかるもの）
9. 医療費のお知らせ、医療費等の支払証明書・領収書（事前に整理してください）
10. その他必要と認められる書類

これらの書類は、一般的に必要なとされているものですが、個々に必要な書類が異なる場合もありますので、ご不明な点などがありましたら、役場税務国保課税務係（☎2-3407番）へお問い合わせください。

なお、受付の際に書類の不備等が見受けられますので、お出かけ前に再度ご確認ください。

※医療費控除を受けられる方は、事前に対象者毎に医療機関別で金額の集計を行ってください。用紙は税務国保課税務係にあります。

また、医療費支払額の確認の為、領収書及び医療費のお知らせは必ず持ってくるようお願いいたします。
(医療費のお知らせは申告書の添付書類となっています)

月 日	対 象 地 区	受 付 時 間	受 付 場 所	※役場 申告受付
2月5日(金)	野名前・稲穂・勘太浜	10:00~11:30	稲穂夕なぎ会館	○
2月8日(月)	宮津・東風泊	10:00~14:00	東風泊自治振興会館	○
2月10日(水)	球浦・仏沢	10:00~12:00	海洋研修センター(ホール)	○
2月12日(金)	谷地・武士川	10:00~12:00	谷地生活館	×
	赤石・恩願浜	13:00~14:30	町民センター	○
2月15日(月)	奥尻(1~3区)	10:00~15:00	海洋研修センター(ホール)	○
2月16日(火)	奥尻(4~5区)	10:00~15:00	海洋研修センター(ホール)	○
2月19日(金)	初松前・松江	10:00~11:30	初松前自治振興会館	○
2月24日(水)	青苗(1~4区)	9:30~15:30	総合研修センター(青苗支所)	×
2月25日(木)	青苗(5~8区)	9:30~15:30	総合研修センター(青苗支所)	×
3月1日(月)	米岡	9:30~12:00	米岡自治振興会館	○
	神威脇	13:00~14:00	神威脇生活改善センター	○
3月2日(火)	富里	9:30~14:00	富里へき地保健福祉館	×

※申告会場を職員が3人で回っている際（日程表の※×印）は、役場で申告の受付はできませんが、職員が2人で回っている際（日程表の※○印）は、1名役場に待機していますので申告受付が可能です。なお、日程表以外の日にちでも申告期間内であれば、役場で申告受付が可能ですのでお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 申告会場を変更していますので、ご理解願います

申告件数の多い奥尻地区・青苗地区は混雑が予想されるため、受付開始時刻を避けるなどのご協力をお願いします。

申告会場にお越しの際は、**必ずマスク着用**でお願いします。また、換気のため会場の室温が低い可能性があるため、**暖かい服装**でお越しください。

個別に申告を受けたい方・当日会場に来られない方は、令和3年2月5日(金)から3月15日(月)までの間、奥尻町役場 税務国保課税務係（午前9時～午後4時30分）で申告を受けることができます。

※会場にも税務係窓口にも来られない方は、お電話にてご相談ください。

※申告期間内に申告ができない場合でも、税務係で順次受付しています。

申告会場での三密を防ぐため、明らかに課税にならない下記申告者の方は、お電話での申告も受付しますのでご連絡ください。

自分が課税になるかどうか分からない場合は、税務係までご連絡ください。

①65歳以上の方（昭和31年1月1日以前）で、**青枠A**の年金収入が138万円未満の方

②65歳未満の方（昭和31年1月2日以後）で、**青枠A**の年金収入が88万円未満の方

【年金収入の収入額を確認する項目】

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票											
支払を受ける者		住所又は居所 (フリガナ)				生年月日	年金の種類				
		氏名									
区分		支払金額				源泉徴収税額					
所得税法第203条の3第1号適用分		円				円					
所得税法第203条の3第2号適用分		円				円					
所得税法第203条の3第3号適用分		円				円					
所得税法第203条の3第4号適用分		円				円					
本人		控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡妻	寡夫	一般	老人	その他	人	特別	その他		
				人	人	人	人	人(人)	人	人	円
控除対象配偶者		(フリガナ) 氏名	区分					(フリガナ) 氏名	区分		
控除対象扶養親族		(フリガナ) 氏名	区分					(フリガナ) 氏名	区分		
		(フリガナ) 氏名	区分					(フリガナ) 氏名	区分		
(摘要)											
		支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長									

③収入が全くない方

前年中の所得が無い場合は、お電話での受付も可能ですのでご連絡ください。

◎所得税の確定申告は、インターネットを通じて申告することも出来ます。